見　本

医療機能連携協定書

●●●●●病院（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学附属病院（以下「乙」という。）は、相互に有する医療機能をより発揮し、連携を円滑におこなうことにより質の高い医療環境を確保することで、患者に適切な医療を提供するために、相互が緊密な医療連携を図ることを目的として下記のとおり協定を締結する。

（連携実施内容）

第１条 上記目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項について実施するものとする。

（１）甲及び乙は、相互に患者の紹介・受け入れを行うものとする。

（２）原則として乙は、甲の求めに応じて、甲の医療機能連携病院として指定を受けることを認めるものとする。

（３）乙は、「医療機能連携登録証」を発行し、甲は自己の医療機関施設内に当該登録証を掲示することができるものとする。ただし、本協定終了後は速やかに乙に返還するものとする。

（４）甲及び乙は、相互のホームページ及び発行する各種案内冊子に「医療機能連携協定」を締結していることを表示できるものとする。

（５）乙は、乙の施設内に「医療機能連携病院名」を掲示できるものとする。ただし、甲の申し出があれば掲示しないものとする。

（連携期間）

第２条 連携期間は、本協定締結の日から協定日の属する年度末までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に１か年延長するものとし、以後の更新についても同様とする。

（守秘義務）

第３条 甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（疑義の決定）

第４条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

以上を証するため本協定書を２通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和●●年●●月●●日

甲　茨城県●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●病院
病院長　　●　●　●　●

乙　茨城県つくば市天久保２丁目１－１
国立大学法人筑波大学附属病院
附属病院長　　原　　晃